

山田みやこの活動報告

令和3年10月9日(土)

市川房枝記念会女性と政治センター主催

2021年連続講座 進めたい「いま」弾力ある社会へ(オンライン)

講師 戒能 民江氏(お茶の水大学名誉教授)

性暴力防止政策の課題

1) 女性に対する暴力・性暴力とは何か

日本では明確な定義はないが重大な人権侵害、深刻な社会問題である。暴力の背景に社会の男女間の格差。
社会的問題→女性への暴力が社会構造の一環に組み込まれている。
・欧州評議会「イスタンブール条約」2011年
条約批准国は「自発的な同意」のない性行為は犯罪とする刑法改正へ(フランス・ドイツ・イギリス・スウェーデン)

2) 性暴力被害の潜在化

(1) データに表れた性暴力被害

内閣府「男女間における暴力に関する調査」2020より

無理やり性交された経験

成人女性 6.9% 成人男性 1%

加害者との関係

顔見知り 74.7% 全く知らない 約10%

被害にあった時期

20歳代 49.6% 中学～19歳 23% 小学生 11.1%

相談の有無

相談しなかった女性 58.4% 相談しなかった男性 70.6%

(2) データに表れない(表れにくい)性暴力

① 近年顕在化してきた「性虐待」

大人になってから子ども時代の性暴力被害をようやく相談できるようになった。幼少期から家族からの長期に渡る性虐待は相談するまでに時間がかかる。被害は反復継続し深刻化。外部からの発見と介入が難しい。性暴力被害者支援センターにも相談が増加。

② 中高生・大学生間・教師からの性暴力

生徒・学生間の性暴力データはない、教師からの性暴力もなお潜在化している。

教員への教育不可欠、学校教育において「生命(いのち)」の安全教育が必要

ジェンダー意識の転換

③ 性暴力被害の潜在化

法務総合研究所「犯罪被害調査」6,000人を対象

過去5年間に性的被害を受けた 35人(女30人、男5人)

その内警察に被害届を出さなかった 28人

出した 5人

届けなかった理由はどうしたらいいか分からない、人に知られたくない。

警察に通報しなかった 75.7%

3) 性暴力を取り巻く偏見—強姦神話

性暴力裁判 強姦

最高裁逆転無罪判決(2011年7月25日)

証言の信用性の有無の基準としてしばしば「逃げなかった、助けを求めなかった、激しく抵抗しなかった」などと言われる強姦神話。

世の中の間違った常識で裁判で裁かれるのが加害者ではなく被害者になっている。

- 4) 女性への暴力を生み出し、再生産する「社会構造」
性暴力被害者のPTSD発症率は「戦闘体験」と並んで抜群に高く長期的に苦しむ。

性差別としての女性への暴力
医学部入試での女性差別
声を上げる女性へのバッシング
オリンピック組織委員会会長(当時)の女性差別発言

女性への暴力軽視

性差別社会 日本の現実
ジェンダーギャップ指数 120位
女性議員、女性管理職の少なさ
女性の賃金の低さ

- 5) 刑法再改正の課題
法定刑の下限引き下げ 懲役刑3年以上→5年以上へ
性犯罪の非親告罪化
性交同意年齢 13歳未満から16歳未満へ
公訴時効の見直し

- 6) 今、必要なこと
被害当事者が安心して声を出せる社会
被害者支援体制、資源の強化
被害者支援法の制定、さらに困難な問題を
抱える女性支援法の制定

※性暴力防止政策の重要性を痛感すると共に、女性への性暴力を生み出し・再生産する「社会構造」の大きな壁が立ちはだかっている現実がある。ジェンダーギャップ指数120位が物語っている。